

長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定書

長野市（以下「市」という。）と〇〇〇〇〇（以下「事業者」という。）は、高齢者等の見守りの実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高齢者等の孤立死を防止し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すものとする。

（協力）

第2条 事業者は、前条の趣旨に賛同し、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（通報）

第3条 事業者は、長野市の行政区域内において事業活動などの際、その世帯において、市が定める通報ガイドラインに該当する異変に気づいたときに市に通報するものとする。

2 通報の際の連絡先は、通報ガイドラインに定めるとおりとする。

3 第1項の規定による通報に要する費用は、事業者の負担とする。

（対応）

第4条 市は、前条第1項の規定による事業者からの通報があったときは、当該通報に係る世帯における問題解消等のために誠実に対応するものとする。

（免責）

第5条 事業者は、第3条第1項の規定による通報を行った場合又は通報を行うことができなかった場合であっても、その世帯において生じた問題について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第6条 市及び事業者は、高齢者等の見守りの協役に当たって知り得た個人情報に関係機関の外部に漏らしてはならない。この協定の有効期間が終了した後も同様とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに市又は事業者いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、市と事業者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

市 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市

長野市長

事業者 所在地名

法人団体名

役職名

代表者名

印
